

障害者差別解消法ってどんな法律？

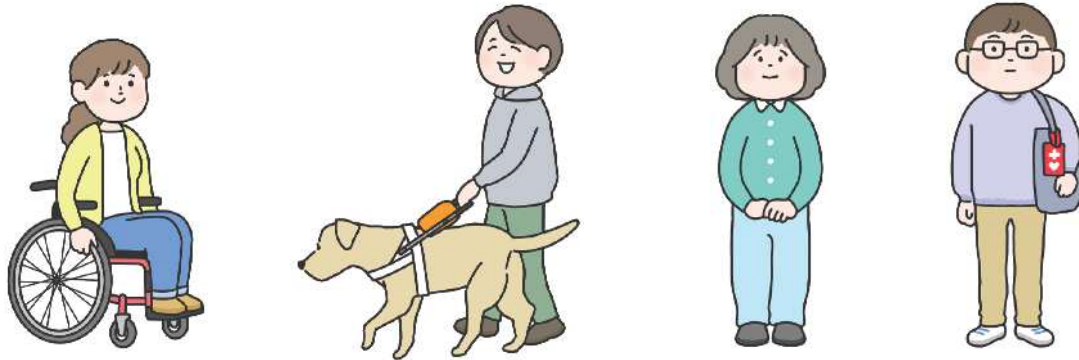
障害者差別解消法では、行政機関（国や東京都、練馬区等）や事業者に対し、合理的配慮の提供と不当な差別的取扱いの禁止を求めています！

※令和6年4月から合理的配慮の提供が事業者に対しても義務化されました。

対象となる障害者ってどんなひと？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害のある方も含む）、難病などにより、心や体のはたらきに障害のある方などで、障害や社会にある障害によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての方を対象にしています。

障害者手帳を持っている方だけではありません。



対象となる事業者ってどんなひと？

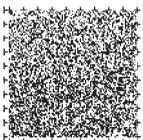
会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し行う人たちを指します。個人事業主や非営利のボランティア活動をするグループなども入ります。



地域のみなさまへ

障害者差別解消法では、地域のみなさんに対し、障害を理由とする差別の解消の推進に力を発揮していただくことを求めています。

このリーフレットを通して障害者差別について学び、困っている方に声掛けやコミュニケーションをとるなど、共に生きる社会の実現にご協力をお願いします！



知ってほしい! 障害の社会モデルと社会的障壁のこと

「障害の社会モデル」とは、障害のある方が日ごろ、生活しにくいと思うことの原因は、心や体の障害ではなく、**社会にある障害(社会的障壁)**にあるという考えのことを言います。

わたしたちが暮らす社会には、様々な人が暮らしています。誰もが暮らしやすいまちにするためには、みんなで社会にある障害(社会的障壁)をなくしていかなければいけません。



社会にある障害(社会的障壁)の例

社会における事物

施設や設備などによる障壁

例 歩道の段差、路上や点字ブロックの上に停められた自転車、車いすの方が利用できないトイレ



制度

利用しにくい制度やルール等の障壁

例 障害の有無で就職や資格、免許などが制限される制度、予約受付などを電話のみで行う。

お申し込みは電話のみです。



※聴覚障害のある方は、電話のみの申し込みは困難です

慣行

障害者を想定していない慣習や情報提供

例 電車内で流れる緊急時のアナウンスが音声のみ、メニューや料金表などが文字のみで作成されている

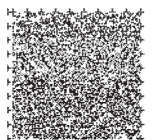


※聴覚障害のある方は、アナウンスだけでは状況が分かりません

観念

無知、無関心、偏見など

例 高齢者や障害のある方を見て「かわいそう」「気の毒だ」と思ってしまうこと、バリアフリーに対する認識・理解不足でつくったまちや建物



合理的配慮の提供ってどんなこと？

合理的配慮の提供とは…

障害のある方から行政機関や事業者に対して、困りごとや必要な配慮について申し出があった際に、お互いの話し合いにより、負担が重すぎない範囲で必要な対応をすることを求めています。

※負担が重すぎない範囲とは、申し出の内容が行政機関や事業者にとって経済的な負担になったり、運営や業務に大きな影響があるかなどを考えて、総合的・客観的に判断することが大切です。

障害のある方へ

生活の中で困りごとがあったときは、一人で悩まず、事業者^{じぎょうしゃ}に合理的配慮の提供^{ごうりてきはいりよ}について相談^{そうだん}してみましょう！



事業者の方へ

困りごとや必要な配慮は、一人ひとり異なります。障害のある方に、どのような対応が必要か、その都度確認しましょう！

合理的配慮の提供の具体例

障害のある方からの求めに応じた、つぎのような対応が「合理的配慮の提供」にあたります。どのような対応があるか見てみましょう！

店舗の入り口で…

店舗の入り口の段差や電車の乗降口などの段差がある場所には、スロープを設置して、車いす利用者を補助する。



レストランで…

席まで案内したり、メニュー表を読み上げたりする。



イベントで…

イベントを行う際に、手話通訳者の配置や要約筆記などの障害の特性に応じた対応をする。



会計のときに…

セルフレジの場合には、近くに人を配置して、会計が難しい人の手助けをする。



署名が必要な時に…

自分で文字を書くことが難しい人に、ご本人の意思を十分に確認したうえで代筆する。



受付で…

分かりやすい言葉でゆっくりはっきり話したり、コミュニケーションボードを利用してコミュニケーションを手助けする。



コラム

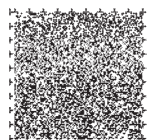
まずは知ることが大切です



合理的配慮を行うには、障害のある方の困りごとや必要な配慮を知ることが大切です。

区では、電車やお店、まちなかなど、暮らしの中での障害のある方とのコミュニケーション方法の具体例を紹介した障害者とのコミュニケーションガイドブック「みんなで作ろう暮らしやすいまちねりま」を作成しています。

このガイドブックを通して、合理的配慮のポイントを学んでみましょう。



不当な差別的取扱いってどんなこと？

不当な差別的取扱いとは…

行政機関や事業者は、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、提供にあたって場所や時間帯を制限したり、障害のない方にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

障害のある方へ

生活の中で不当な差別的取扱いを受けたときは、このリーフレットの最後のページに記載のある相談窓口にご相談しましょう！

事業者の方へ

正当な理由がある場合は、障害のある方にその理由を説明し、理解を得るよう対話に努めることが重要です。

不当な差別的取扱いの具体例

小売店・飲食店などで…

盲導犬や聴導犬を連れてくることを理由に入店を拒否する。



不動産仲介などで…

障害があることだけを理由にアパートの紹介を拒否する。



病院などで…

障害のある本人を無視して、介助者や支援者、付き添い人だけに話しかける。



窓口などで…

窓口サービスの手続きや店舗への入店時に、一律に介助者の同伴を求める。



共に生きる社会の実現のために

「建設的な対話」を心がけよう！

障害といっても、状態は一人ひとり異なり、状況や場面によっても必要な手助けは変わってきます。そのため、当事者との対話が大事になってきます。

どのような対話が必要なのか、確認していきましょう。

障害のある方からの申し出があったときは…



良くない対応

- なにも説明せず断る
- 「前例がありません」「特別扱いできません」などと言って断る。



建設的な対話による良い対応

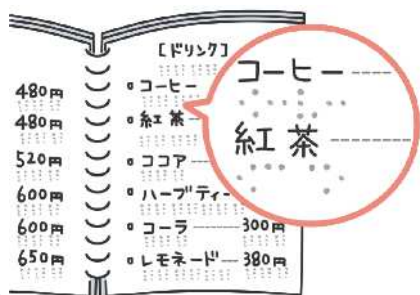
- 障害のある方との対話を通して、お互いの事情や考えを伝え合う。
- 別の方法で対応ができないか相談するなど、お互いが納得する方法を一緒に考える。

「環境の整備」をしよう！

環境の整備とは、障害のある方から合理的配慮の提供を求められる前に、あらかじめ社会的障壁を取り除いておくことを指します。環境の整備には、施設整備等のハード面だけでなく、職員に対する研修やマニュアル整備などのソフト面での整備も含まれます。

具体例

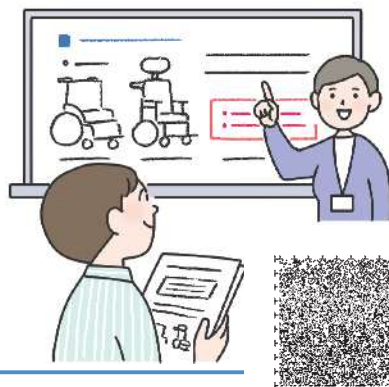
通常のメニューのほかに、点字のメニューを用意する。



飲み物の容器等のS・M・Lなどサイズが一目でわかるように見本を見せる。



障害のある方への対応についての研修を行う。



そう だん まど ぐち いち らん
相談窓口一覧

きがる
お気軽に
そうだんくだ
ご相談下さい



こま
困りごとがありましたら、まずはご相談ください！
じぎょうしゃ
事業者からの
そうだん
相談も受け付けています。



く そうだん まど ぐち
区の相談窓口

しょうがいしゃ さべつ そうだん
障害者差別の相談

しょうがいしゃ し さく すい しん か
障害者施策推進課

☎03-5984-4602(平日午前8時30分～午後5時15分) / FAX: 03-5984-1215
メールアドレス: SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp

しょうがいしゃ さべつ ふくし りよう けんこうとう そうだん
障害者差別、福祉サービスの利用、健康等の相談

そうこうふくしじむしょしょうがいしゃしえんがかり
総合福祉事務所 障害者支援係

- ねりま
■練馬 ☎ 03-5984-4609 / FAX: 03-5984-1213
- ひかりおか
■光が丘 ☎ 03-5997-7796 / FAX: 03-5997-9701
- しゃくじい
■石神井 ☎ 03-5393-2816 / FAX: 03-3995-1104
- おおいずみ
■大泉 ☎ 03-5905-5272 / FAX: 03-5905-5277

ほけんそうだんじよ
保健相談所

- とよたま
■豊玉 ☎ 03-3992-1188 / FAX: 03-3992-1187
- しゃくじい
■石神井 ☎ 03-3996-0634 / FAX: 03-3996-0590
- きた
■北 ☎ 03-3931-1347 / FAX: 03-3931-0851
- おおいずみ
■大泉 ☎ 03-3921-0217 / FAX: 03-3921-0106
- ひかりおか
■光が丘 ☎ 03-5997-7722 / FAX: 03-5997-7719
- せき
■関 ☎ 03-3929-5381 / FAX: 03-3929-0787

こぜんじぶんごごじぶん
午前8時30分～午後5時15分
どにちしゅくじつねんまつねんしやす
土日・祝日・年末年始は休み

とうきょうと そうだん まど ぐち
東京都の相談窓口

とうきょうとしょうがいしゃけんりようご こういきそうだんしえんいん
東京都障害者権利擁護センター(広域相談支援員)

☎ 03-5320-4223(平日午前9時～午後5時) / FAX: 03-5388-1413
メールアドレス: syogaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

へんしゅう ほんこう
編集・発行

ねりま く ふくし ぶしょうがいしゃし さく すい しん か じぎょうけい かくかかり
練馬区福祉部障害者施策推進課事業計画係

とうきょうと ねりま く とよたまきたろくちようめ ばん ごと
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

れいわねんねん がつほんこう
令和6年(2024年)12月発行

